

# 一般質問通告書

次のとおり、質問したいので通告します。

令和 8年 2月 9日

山北町議会議長 瀬戸 恵津子 殿

|  |           |      |    |       |   |
|--|-----------|------|----|-------|---|
| 受付番号   | 第4号       | 質問議員 | 7番 | 富田 陽子 |  |
| 件名   | 森林整備、その先は |      |    |       |   |
| 要 旨  |           |      |    |       |   |
| <p>県が平成19年度から20年間進めてきた「かながわ水源環境保全・再生施策」における森林整備は、山林所有者から県がスギ・ヒノキの人工林を借り上げて実施してきた。この事業により、町内の町有林・私有林の多くが整備されてきたが、令和8年度に事業が終了する予定である。</p> <p>森林率90%の当町では、この施策の影響が大きいと考えられることから、令和9年度以降の事業の方向性と町内の森林整備の在り方、それに伴う町の取り組み姿勢について以下の質問をする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 整備が終了し返還された森林を今後どうしたらいいのか不安になる所有者もいる。相談に乗るなどのサポートができるような町の考えは。</li><li>2. みかんや茶の栽培をやめて山林に戻したい、あるいは荒れ果てて竹林や雑木林となり手入れが困難となっている里山や地目が畑の場所について、整備を支援する取り組みは。</li><li>3. 森林が整備された後に放置され、相続により境界が不明となるなどの問題が生じている。また、高齢化が進む中、さらに山に人が入らなくなることも懸念されることから、国の地域林政アドバイザー制度を活用し、町内の山林の巡視や整備・経営計画、所有者へアドバイスをする取り組みを行う考えは。</li></ol> |           |      |    |       |   |
| 以上   |           |      |    |       |   |